

## courts Wi-Fi 利用規約

### 第1条（目的）

本利用規約は、裁判所が来庁者等のために提供する無線 LAN によるインターネット接続サービス（以下「courts Wi-Fi」という。）の利用について必要な事項を定めるものである。

### 第2条（利用者）

本利用規約における利用者とは、courts Wi-Fi を利用してインターネット接続を行う来庁者及び当事者等をいう。

### 第3条（サービスの内容）

- 1 利用者は、次の各号のいずれかに該当する場合（以下「利用目的」という。）に、courts Wi-Fi を利用してインターネットに接続することができる。
  - (1) 来庁者が、来庁者及び当事者等が利用するために各裁判所に整備したパソコン（以下「来庁者等利用端末」という。）を用いて、電磁的訴訟記録を閲覧する（民事訴訟法91条の2第1項）又は公示送達事項を閲覧する（民事訴訟法111条）
  - (2) 来庁者が、持参端末又は来庁者等利用端末を用いて、電子情報処理組織を使用する申立て等を行う（民事訴訟法132条の10第1項。）
  - (3) 当事者等が、持参端末又は来庁者等利用端末を用いて、裁判手続において、電磁的訴訟記録を閲覧する、電子情報処理組織を使用して準備書面等を提出する、ウェブ会議に参加する又はウェブサイトを閲覧する
  - (4) 来庁者が、来庁者等利用端末を用いて、遠隔地の裁判所職員からウェブ会議による手続案内を受ける
- 2 courts Wi-Fi は、利用目的に必要な範囲でセキュリティ対策がとられており、接続できるウェブサイトには制限がある。
- 3 courts Wi-Fi は、SSID 及びパスワードの通知を受けた者が無線接続により無償で利用できるものである。

### 第4条（利用条件）

- 1 利用者は、本利用規約に同意の上、courts Wi-Fi を利用することができる。courts Wi-Fi を利用する者は、本利用規約に同意したものとみなす。
- 2 利用者は、利用目的の範囲で必要と認められる場所、時間及び通信先に限り、courts Wi-Fi を利用することができる。
- 3 利用者は、当面の間 courts Wi-Fi を利用する見込みがない場合は、持参端末について courts Wi-Fi への自動接続設定を解除する。
- 4 利用者は、courts Wi-Fi の利用に際し、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）その他関係法令等を遵守しなければならない。
- 5 利用者は、courts Wi-Fi の利用に際し、本利用規約によるほか裁判所職員の指示に従わなければならない。

## 第5条（禁止事項）

利用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) courts Wi-Fi の利用に係るパスワードを第三者に知らせる行為
- (2) 利用目的以外の目的で利用する行為
- (3) その他 courts Wi-Fi の運用に支障を及ぼすおそれのある行為

## 第6条（利用の停止）

裁判所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、事前の通知を行うことなく、当該利用者の利用を停止させることができる。

- (1) 禁止事項に該当する行為を行った場合
- (2) 本利用規約に違反した場合
- (3) その他利用者として不適切と裁判所が判断した場合

## 第7条（運用の中止）

裁判所は、courts Wi-Fi の維持、機器の補修の必要があるとき、インシデントの発生その他の事由が発生したとき、その他やむを得ない理由が生じた場合には、事前の通知を行うことなく、courts Wi-Fi の運用を中止することができる。

## 第8条（免責）

- (1) 裁判所は、courts Wi-Fi の利用に当たり、利用者又は第三者が被った損害について、裁判所の故意又は重過失によるものである場合を除き、責任を負わないものとする。
- (2) 前項の定めにかかわらず、裁判所と利用者との間における法律関係が消費者契約法の定める消費者契約に該当する場合は、裁判所の過失（重過失を除く。）に起因して生じた損害について、利用者又は第三者に現実に生じた通常かつ直接の範囲内の損害に限り、裁判所は損害賠償責任を負うものとする。

## 第9条（規約の変更）

- (1) 裁判所は、以下いずれかに該当する場合、本利用規約を変更できるものとする。
  - ①本利用規約の変更が、利用者の一般の利益に適合するとき
  - ②本利用規約の変更が、裁判所と利用者との間における法律関係の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき
- (2) 裁判所は、本利用規約の変更を行おうとするときは、緊急の場合を除き、変更の効力発生日の7日前までに裁判所ウェブサイトにおいて本利用規約を変更する旨及び変更後の本利用規約の内容並びにその効力発生時期を掲載し公表する。
- (3) 本利用規約の変更後に、利用者が courts Wi-Fi を利用するときは、利用者は変更後の利用規約に同意したものとみなす。

附則 この規約は、令和8年2月1日から施行する。